

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市妊婦健康診査等実施要綱の規定中産婦健康診査に関する部分は、令和5年4月1日以降に出産した者に適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市妊婦健康診査等実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え、これを使用することができる。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第100号

草津市統計調査員登録制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市統計調査員登録制度実施要綱の一部を改正する要綱

草津市統計調査員登録制度実施要綱（昭和63年草津市告示）の一部を次のように改正する。

第9条中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第7条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、「意向確認書により統計調査員候補者本人の同意を得た上」を削る。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第101号

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の

一部を改正する要綱をここに制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱（令和2年草津市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第7号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第102号

草津市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市機構集積協力金交付要綱（平成27年草津市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農地集積・集約化対策事業実施要綱」を「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」に改める。

第2条中「別記2-1第10の5」を「別記3-1第11の5」に改める。

第3条第1号中「別記様式」を「別記様式第1号」に改める。

第3条第2号中「別記2-1第6の4(1)のイの(ア)または(イ)」を「別記3-1第7の4の(1)の(イ)または(イ)」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 集約化奨励金交付事業 集約化奨励金交付申請書（別記様式第2号）、当該申請書の添付資料その他市長が必要と認める書類

別表を次のように改める。

交付対象事業の区分	交付対象者	交付要件	交付単価	交付額
地域集積協力金交付事業	国事業実施要綱別記3-1第5の1および2の規定に該当する地域	国事業実施要綱別記3-1第5の3に規定する要件を満たすもの	国事業実施要綱別記3-1第5の3に規定する単価	国事業実施要綱別記3-1第5の4に規定する額
集約化奨励金交付事業	国事業実施要綱別記3-1第6の1の規定に該当する地域	国事業実施要綱別記3-1第6の2に規定する要件を満たすもの	国事業実施要綱別記3-1第6の2に規定する単価	国事業実施要綱別記3-1第6の3に規定する額
経営転換協力金交付事業	国事業実施要綱別記3-1第7の1の規定に該当する者	国事業実施要綱別記3-1第7の2に規定する要件を満たすもの	国事業実施要綱別記3-1第7の3に規定する単価	国事業実施要綱別記3-1第7の3に規定する額

別記様式中「別記様式（第3条関係）」を「別記様式第1号（第3条第1号関係）」に、「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第1号の次に、次の1様式を加える。

様式第2号（第3条第2号関係）

集約化奨励金交付申請書

草津市長 宛

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には奨励金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒 -)				
	電話	-	-	FAX	-	-

- (1) 交付対象地域の農地の所在地、面積、農地所有者および耕作状況等別添、「集約化奨励金農地リスト」のとおり。
- (2) 機械の活用率、交付対象面積、「地域の農地面積に占める同一の担い手が耕作する」面積および交付申請金額等別添、「集約化奨励金事業計画書」のとおり。
- (3) 上記(1)、(2)以外の添付書類
 ア 「地域」の農地利用の現状と計画（目標）が分かる図面
 イ 「地域」で合意形成を図ったことが分かる書類（議事録等の写し）
 ウ 交付申請者が組織の場合は、組織の定款等の写し

(4) 個人情報の取扱いの確認

別記「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
--------------------------	-------------------------------

別記

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

草津市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」および関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、草津市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や滋賀県および国への報告等を利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等（注1）	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金等
関係機関（注2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体等

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市機構集積協力金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第103号

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市国民健康保険税減免取扱要綱（平成12年草津市告示第163号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年度末」を「令和4年度末」に、「令和4年4月以降」を「令和5年4月以降」に改める。

別表中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第104号

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第108号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

土地改良事業推進対策事業	土地改良事業推進のために行う土地改良区の運営費	市長が予算の範囲内で認められた額	草津用 水土地改良区	土地改良区存続期間内
--------------	-------------------------	------------------	---------------	------------

」を

「

土地改良事業推進対策事業	土地改良事業推進のために行う土地改良区の運営費	人件費の50%	草津用水土地改良区	土地改良区存続期間内
			馬場山寺土地改良区	

」に、

「

水利施設管理強化事業	国営造成施設と一体不可分な県営で造成された農業水利施設の管理に要した費用のうち、多面的費用およびその他（整備補修）費用	多面的費用の37.5%	草津用水土地改良区	国県の補助金交付期間
		その他（整備補修）費用の100%		

」を

「

水利施設管理強化事業	国営造成施設と一体不可分な県営で造成された農業水利施設の管理に要した費用のうち、多面的費用およびその他（整備補修）費用	多面的費用の37.5%	草津用水土地改良区	国県の補助金交付期間
		その他（整備補修）費用の100%		

」を

水利施設管理強化事業実施要綱第5に基づく省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用	エネルギー料金の高騰分×0.7により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額	令和4年度限りとする
---	---	------------

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、改正後の草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱は、令和4年度以降の補助金について適用する。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市告示第105号

草津市空き家相談員派遣事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市空き家相談員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市における空き家の適正管理および利活用について課題を有する空き家の所有者等に対し、その課題解決を図るため、相談員の派遣事業（以下、「相談員派遣事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として所有し、かつ

現に居住せず、または近く居住しなくなる予定の市内に存在する建物およびそれに付属する物件（共同住宅または長屋を除く。）をいう。

- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者または空き家の管理を日常的に行っている者をいう。

- (3) 不動産団体 草津市空き家サポート事業連携協定書を締結している民間事業者団体をいう。

- (4) 相談員 不動産団体が選定する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。（相談員派遣事業の申込み等）

第3条 相談員派遣事業の申込みができる者は、草津市内に所在する空き家の所有者等であり、過去1年以内にこの要綱に基づく相談員派遣事業を利用していない者とする。

- 2 相談員派遣事業の申込みをしようとする者は、相談員派遣事業利用申込書兼情報提供同意書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 3 次に掲げる者は、相談員派遣事業を利用することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認める者

- 4 市長は、第2項の規定による申込みがあったときは、その申込内容を審査し、相談員派遣事業を利用することができるか認めるときは相談員派遣決定通知書（別記様式第2号）により、相談員派遣事業を利用することができないと認めるときは相談員を派遣しない旨の通知書（別記様式第3号）により、所有者等に通知するものとする。（相談員派遣事業の実施）

第4条 市長は、相談員派遣事業の実施に当たり、相談員を通じて所有者等に対して、次に掲げる情報の提供に努めるものとする。

- (1) 空き家の活用方法等の提案
- (2) 空き家の賃貸、売買、および適正管理に関する取引動向
- (3) 空き家のリフォーム、増改築、および解体に関する取引動向
- (4) 専門業種の紹介

(5) その他、空き家の適正管理および利活用に関し
必要な事項

(利用料)

第5条 相談員派遣事業の利用料は、無料とする。
(相談員派遣事業の取下げ等)

第6条 所有者等は、相談員派遣事業の取下げをする
ときは、相談員派遣取下げ届出書(別記様式第4
号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、
相談員の派遣を中止し、相談員派遣中止通知書(別
記様式第5号)を所有者等に通知するものとする。

- (1) 前項の規定により届出書を受理したとき。
- (2) 所有者等が、虚偽その他不正な手段により相談
員派遣事業の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、
市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第3条第2項関係)

相談員派遣事業利用申込書兼情報提供同意書

年 月 日

草津市長 宛

私は、草津市空き家相談員派遣事業実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱
第3条第2項の規定により、下記のとおり相談員派遣事業を申し込みます。

また、裏面の空き家等情報の提供に関する確認事項について説明を受け、その内容を
理解しましたので、同意します。

記

・申込者情報記入欄兼情報提供同意署名欄

申込者 情報	〒		
	住所		
	(フリガナ)		
	氏名(署名)		
	電話番号	携帯番号	
FAX	e-mail		

・空き家情報記入欄

所在地	草津市	
所有関係	<input type="checkbox"/> 土地・建物所有	<input type="checkbox"/> 建物所有
所有権関係	<input type="checkbox"/> 単独所有	<input type="checkbox"/> 共有
所有者と申込者の関係	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 親族(続柄)
	<input type="checkbox"/> その他()	
相談事項		

空き家等情報の提供に関する確認事項

(同意事項)

- 1 草津市が協定を締結している不動産団体へ空き家等情報を提供すること。
- 2 申込者が暴力団員であるか否かの確認のため、草津市が警察へ照会すること。
- 3 相談員派遣事業を利用したことおよび空き家等情報を提供したことに起因する苦
情等については、すべて申込者の責任において対応すること。

(注意事項)

- 1 空き家等情報とは、申込者の個人情報および空き家情報をいいます。
- 2 空き家等情報の提供先および使途ならびに提供する情報の範囲は、下表のとおりで
す。

	情報の提供先	情報の用途	提供する情報の範囲
1	協定を締結している不 動産団体	相談員の選定および連 絡会議における情報共 有	申込者より市に提供い ただく情報
2	不動産団体から選定さ れた相談員(以下、「相 談員」という。)	所有者への相談対応お よび相談結果に基づく 方針の提案	

- 3 協定を締結している不動産団体は、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会およ
び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部です。
- 4 草津市は、空き家の売買、賃貸、管理およびその他の交渉等については、直接これ
に関与いたしません。また、相談員より相談結果に基づく方針の提案をしますが、必
ずしも課題の解決等を保証するものではありません。
- 5 相談結果に基づく方針の提案に基づき、相談員へ空き家の売買や賃貸または管理も
しくはその他の交渉等に関する依頼等を行うときは、依頼内容により費用が発生する
ことがありますので、事前に相談員に御確認ください。
- 6 申込みをされた個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57
号)の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

様式第2号(第3条第4項関係)

相談員派遣決定通知書

年 月 日

(所有者等)

様

草津市長

草津市空き家相談員派遣事業実施要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり相談
員を派遣することといたしますので通知します。

記

1 相談員

商号または名称	
主たる事務所の所在地	
連絡先	

2 相談員が加盟する不動産団体

団体名	
-----	--